

納税相談に必要なもの

納税相談に必要なものは、主に以下のとおりですので納税相談に出かける際には確認のうえ必ず持参してください。
なお、記載した以外にも必要となる場合がありますので、ご了承ください。

共通事項

- ・印鑑（納付申告の場合は通帳印）
- ・預貯金通帳（申告者本人名義のものに限る）
※金融機関名と口座番号が分かれば通帳でなくてもかまいません。

農業収入がある方

- ・「農業所得基礎資料報告書」（事前に配布してあります）
- ・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」の分かる書類

給与収入のある方

- ・「源泉徴収票」又は「支払証明書」（勤務先より配布）

年金収入のある方

- ・「源泉徴収票」（年金支払機関より送付）
※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

上記以外の収入がある方

- ・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」の分かる書類

医療費控除を受ける方

- ・「領収書」又は「レシート」
※個人ごとの合計額を計算しておいてください。
※合計所得金額の5%（上限10万円）を超える額が控除額となります。

国民年金保険料控除を受ける方

- ・「控除証明書」（日本年金機構から送付）
※紛失したときは、「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

生命保険料控除・地震保険料控除（長期損害保険料を含む）を受けられる方

- ・「控除証明書」（保険会社より送付、J A 高山支店は窓口で配付を受けてください）

初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方

- ・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」（借入金融機関から送付）
- ・「住民票の写し」（住所地の市区町村で交付）
- ・「家屋の登記事項証明書」（前橋地方法務局中之条支局で交付）
- ・「請負契約書」又は「売買契約書」

税務署から確定申告書を送付された方

- ・「確定申告書」（税務署から送付されたもの）

学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合ひましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成25年2月21日（木）
12時から1時
- 場 所 高山小学校 1階 会議室
- 費 用 260円（当日集金します）
- 申し込み 高山村学校給食センター
電話（63-2811）でお申し込みください。
- 締め切り 2月13日（水）まで
※先着20名とさせていただきます。

※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願ひ致します。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。



今日は、給食で一番人気の揚げパンです。いつもはココアときな粉が順番に出ますが、春限定でうぐいす揚げパンが登場します。栄養満点の給食を食べに来てください。どなたでもお気軽にご参加ください。

予定献立

- ・うぐいす揚げパン ・牛乳
- ・ベーコン卵巻き ・こんにやくサラダ
- ・ポトフ ・ぼんかん

平成25年（平成24年分所得）納税相談日程

実施日	会場	対象地区	相談受付時間
2月16日（土）			
17日（日）			
18日（月）	基幹集落センター	北之谷・熊野	午前9時00分～午後3時00分まで
19日（火）	基幹集落センター	戸室・火の口	午前9時00分～午後3時00分まで
20日（水）	関田住民センター	役原・関田	午前9時00分～午後3時00分まで
21日（木）	原住民センター	原	午前9時00分～午後3時00分まで
22日（金）	本宿公民館	本宿	午前9時00分～午後3時00分まで
23日（土）			
24日（日）			
25日（月）	新田地区集会所	新田	午前9時00分～午後3時00分まで
26日（火）	役場2階第1会議室	五領	午前8時30分～午後3時00分まで
27日（水）	役場2階第1会議室	梅沢・茶屋ヶ松	午前8時30分～午後3時00分まで
28日（木）	役場2階第1会議室	判形	午前8時30分～午後3時00分まで
3月1日（金）	役場2階第1会議室	村内全域	午前8時30分～午後3時00分まで
2日（土）			
3日（日）			
4日（月）			
5日（火）			
6日（水）	役場2階第1会議室	村内全域	午前8時30分～午後3時00分まで
7日（木）			
8日（金）			
9日（土）			
10日（日）	役場2階第1会議室	村内全域	午前8時30分～午後3時00分まで
11日（月）			
12日（火）			
13日（水）	役場2階第1会議室	村内全域	午前8時30分～午後3時00分まで
14日（木）			
15日（金）			

※期間中の納税相談を極力効率よく行うため、従来の地区割及び時間の見直しを行いました。
相談会場へお出かけの際は、対象地区、時間をよくご確認ください。

お願い

◎農業収入のある方へ（自家用の分だけを作っている方を含みます。）

配布もれを防ぐため全世帯に「農業所得基礎資料報告書」を配付しております。
必要事項を記入のうえ、領収書等と併せて相談会場へ持参してください。

◎医療費控除のある方へ

治療費又は医薬品購入の領収書などを、個人ごと（受診者又は購入者ごと）にまとめ、その合計額を計算しておいてください。

◎消費税申告・青色申告のある方へ

消費税及び青色申告は税務署で直接申告をお願いいたします。

※今後も、相談時間の短縮に向け努力してまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
納税相談についてご不明な点は役場税務課までお問い合わせ下さい。☎63-2111

平成24年度歳末たすけあい募金のお礼

歳末たすけあい募金につきましては、皆様方から行政区を通じての個別募金、事業所関係の法人募金や個人の方からの募金等、総額876,723円というたくさんの尊い募金をしていただきました。これらの募金は村内在住の長期療養者128名、在宅療養者72名、一人暮らし老人97名の方々に歳末慰問金として有効に使わせていただきました。ご協力大変ありがとうございました。

高山村（住民課）
高山村社会福祉協議会

平成24年度歳末たすけあい募金表

行政区	件数	千円未満	件数	千円以上	件数	二千元以上	件数	三千元以上	件数	五千元以上	件数	計
原	106	53,100	4	4,000	3	6,000		0	1	5,000	114	68,100
本宿	94	47,000	17	17,000	2	4,000	1	3,000	2	10,000	116	81,000
新田	135	67,360	15	15,000	4	8,000		0	1	5,000	155	95,360
五領	54	26,800	13	13,000	1	2,000		0		0	68	41,800
判形	163	81,500	17	17,500	4	8,000		0	3	15,000	187	122,000
役原	51	25,500	2	2,000		0		0		0	53	27,500
関田	66	33,000	1	1,000	1	2,000		0	2	10,000	70	46,000
戸室	47	23,500	7	7,000	1	2,000		0	2	10,000	57	42,500
火の口	27	13,500	7	7,000		0		0		0	34	20,500
北之谷	40	20,000	4	4,000		0	2	6,000		0	46	30,000
熊野	50	25,000	3	3,000		0		0	1	5,000	54	33,000
梅沢	53	26,220	1	1,000	2	4,000		0	1	8,000	57	39,220
茶屋ヶ松	16	8,000	2	2,000		0		0		0	18	10,000
小計①											1,029	656,980

個人・法人の氏名及び名称	計
高山運輸倉庫株式会社 様	100,000
平形忠男 様	100,000
本宿八起会 様	15,518
篤志募金	4,225
小計②	219,743
合計（小計①+②）	876,723

食生活改善推進員のレシピ集配布します

平成23年度に実習した、離乳食から高齢者までのレシピをまとめました。レシピ集は、2月16日（土）に開催される生涯学習・社会福祉推進大会に200部用意します。ご希望の方は、当日受付でお受け取り下さい。

お問い合わせ先
保健センター
管理栄養士 藤井
0279-63-1311

高山村育英基金貸与制度について

この制度は、本村を生活の拠点とする心身ともに健康で学業優秀なる子女で経済的理由により就学困難な者に学資を貸与し、有用なる人材の育成を図るために実施している制度です。

高等学校以上の学校又はこれに準ずる機関において修学する方で、育英基金貸与のご希望がありましたら、教育委員会事務局窓口までお申し込み下さい。

○受付期間
平成25年2月1日（金）
平成25年3月29日（金）

○詳細について
教育委員会事務局
63-3046



「ちょっぴりNO！テレビデー」の紹介

高山村一貫教育推進委員会では、毎年実施している生活習慣チェックリストの集計結果で、村全体の子どもたちに共通している“目”の項目が悪かったことに着目し、「ちょっぴりNO！テレビデー」を提唱し、“毎月〇のつく日の夕ご飯は、テレビを消して一家団欒”を合い言葉に、昨年10月より村内の保育所・幼稚園・小学校・中学校の子どもたち全員が足並みを揃え、実践に取り組んでいるところです。

テレビを消した食卓ではきっと家族で楽しい会話が弾んでいることでしょう。また、長時間テレビに浸かっているのは、決して目の環境にもよくありません。

現在は月3回の実施ですが、今後、高山村の子どもたち全体に「ちょっぴりNO！テレビデー」が定着していけば、素晴らしい成果につながるのではないかと期待しています。

小学校保健室の
掲示板



「ちょっぴりNO！
テレビデー」
チャレンジカード

赤い羽根共同募金のお礼とご報告について

昨年10月より、全国一斉に実施された「赤い羽根共同募金」に、村民の皆様からのあたたかいご理解とご協力をいただき大変ありがとうございました。また、小・中学校からは、学校募金としてご協力いただき厚くお礼申し上げます。「赤い羽根共同募金」は、社会福祉活動やボランティア活動のために使われます。

募金の内訳

行政区	金額(円)	行政区	金額(円)	行政区	金額(円)	金額(円)	
原	36,960	役原	18,200	熊野	16,240	小学校	6,144
本宿	39,480	関田	23,800	梅沢	22,960	中学校	9,463
新田	50,680	戸室	19,040	茶屋ヶ松	7,000	小計②	15,607
五領	22,680	火の口	10,360	小計①	347,800	合計①+②	363,407
判形	67,200	北之谷	13,200				

☆目標額 340,400円 実績額 363,407円

役場 住民課

小学校と中学校でも募金活動「赤い羽根共同募金」

昨年10月より、全国一斉に実施された「赤い羽根共同募金」に小・中学校からは、学校募金としてご協力いただきました。

小学校ではJRC委員会でクラスごとに募金箱をおいて、募金を集めてくれました。中学校では生徒会が、役員改選のあとの初めての仕事として取り組み、クラスごとに募金箱をおき協力を呼びかけました。12月21日には生徒会本部役員のみなさんが村長室を訪れ、副村長に募金を手渡しました。

児童、生徒のみなさんからのあたたかい募金は、地域の社会福祉活動やボランティア活動のために使われます。

ご協力ありがとうございました。

写真は中学校生徒会のみなさんが募金を届けてくれたところです。



**吾妻養護老人ホーム
臨時職員(パート)
募集について**

吾妻養護老人ホームでは、下記により臨時職員(パート)を募集いたします。

職種 介護員

募集人員 2名

受験資格

・学歴 学校教育法による高等学校卒業以上

・資格 ホームヘルパー2級以上

・年齢 昭和37年4月2日以降に生まれた者

時給 900円、土日祭日は950円

手当 通勤手当

保険 労災保険

採用年月日 平成25年4月1日

申込締切 平成25年2月20日

申込方法 履歴書を吾妻養護老人ホームまで提出してください。

試験方法 面接試験

試験日 書類審査後、通知いたします。

問い合わせ先

吾妻養護老人ホーム

〒377-0702 吾妻郡高

山村中山6858-24

☎0279-6312304

担当：大木、齋藤

**高山村暴力団排除条例が
平成25年4月1日から施行となります**

暴力団対策法で禁止されている21の行為

暴力的要求行為及び準暴力的要求行為は次のとおりです。

- 1、口止め料を要求する行為
- 2、寄付金や賛助金等要求する行為
- 3、下請け参入等を要求する行為
- 4、みかじめ料を要求する行為
- 5、用心棒料等要求する行為
- 6、利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為
- 7、不当な方法で債権を取り立てる行為
- 8、借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為
- 9、不当な貸し付け及び手形の割引を要求する行為
- 10、不当な信用取引を要求する行為
- 11、不当な株式の買い取り等を要求する行為
- 12、不当な地上げをする行為
- 13、土地・家屋の明け渡し料等を不当に要求する行為
- 14、交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為
- 15、因縁をつけての金品等を要求する行為
- 16、許認可等をすることを要求する行為
- 17、許認可等をしなないことを要求する行為
- 18、公共工事の入札に参加させることを要求する行為
- 19、公共工事の入札に参加させないことを要求する行為
- 20、公共工事の契約の相手方としないことを要求する行為
- 21、公共工事の契約の相手に対する指導等を要求する行為

納税等

★印が2月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	使用料 上下水道
4月			●				
5月		●					●
6月	●						
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	
9月				●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●
2月				★	★	★	
3月				●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費